

お客さま各位

日本航空株式会社
日本地区貨物販売支店

EU 税関事前申告制度 ICS2 (Import Control System2) の開始に伴う対応について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より JALCARGO をご利用頂き、誠にありがとうございます。

2023年3月1日よりEU当局において税関への事前申告プログラム”ICS2(Import Control System2)” が新たに導入されます。当プログラムに関する要件について、下記の通りご案内いたします。お客さまにおかれましてはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1.対象貨物

EU 加盟国向けまたは EU 加盟国を経由するすべての貨物
※EU 非加盟 北アイルランド・ノルウェー・スイスも本プログラムの対象となります。
※但し北アイルランドを除く英国は対象外です。

2.必要情報

- (1) 6桁の HS コード(Harmonized System Code)
- (2) Consignee の EORI 番号

3.提出方法

- (1) HS コード
FWB : RTD 欄内に /NH/ に続けて HS コードを入力
FHL : HTS 欄内に HTS/ に続けて HS コードを入力
- (2) EORI 番号
FWB/FHL : OCI 欄内に入力
OCI/●●/CNE/T/●●123 456 789 12345 (●●=2桁の国番号、EORI 番号)

4. 適用開始日

2023年2月20日(月)出発便より
* 本プログラム開始は2023年3月1日(水)となりますが、弊社システムへの反映状況確認のため、上記開始日よりご協力のほどお願いいたします。

5. 情報の守秘義務について

コンプライアンス遵守の観点から、お客さまからいただいた情報を当プログラムによる理由以外で不当に外部に漏えいすることおよび、輸送に関する目的以外で使用することはございません。

6. その他

- Shipment Description には詳細かつ正確な品名で貨物情報を登録してください。
Personal Effect や Spare Parts などの曖昧な品名やブランド名などは受け付けられません。

- ・本プログラムの開始以降(2023年3月1日(水))に必要情報をご提出いただいていない場合には、受託不可または搭載不可とさせていただきます。これにより輸送遅延が発生する場合には、弊社では一切の責任は負いません。
- ・お客様の過失により、EU当局から罰則や罰金が科される場合や、それにより運航への影響が発生する場合には、お客様に損害請求を実施する場合がございますので、予めご了承ください。
- ・EU当局からの要件またはシステムに関する変更が生じた場合には、お客様へ速やかにご案内いたします。

7.ICS2(Import Control System2)プログラムについて

ICS2(Import Control System2)とは、航空貨物のセキュリティ対策強化を目的にEU当局で導入される新たな税関プログラムです。本プログラムの開始に伴い、航空会社は航空機への搭載前に貨物事前情報(FWB/FHL)をEU当局へ送信し、貨物の搭載許可を取得しておく必要があります。

*米国で実施されているACAS(Air Cargo Advance Screening)と同様のプログラムです。

搭載許可取得プロセス

- (1)航空会社は貨物事前情報(FWB/FHL)を電子データでEU当局へ送信。
 - (2)EU当局は事前情報をもとにスクリーニングを行い、航空会社へ結果を返信。
 - (3)航空会社は搭載許可が得られていることを確認。
 - (4)貨物のULDへの積み付けを開始。
- ※未スクリーニング貨物やスクリーニング結果に搭載不可の判定を受けた貨物については搭載不可となります。

ご不明な点などにつきましては、弊社営業担当者までお気軽にお問い合わせください。

以上